

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（給付金の支給停止の届出等）</u></p> <p><u>第3条 給付金の支給を受ける者は、省令第18条第1項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができることとなったときは、遅滞なく、その旨を別に定める様式による住居確保給付金支給停止届により知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による届出をした者であつて省令第18条第1項に規定する職業訓練受講給付金を受けないこととなったものは、給付金の支給を受けようとするときは、別に定める様式による住居確保給付金支給再開届により知事に届け出なければならない。</u></p> <p>（認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更等の届出）</p> <p><u>第4条</u> [略]</p>	<p>（認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更等の届出）</p> <p><u>第3条</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。